

宿泊施設DX推進事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 公益社団法人香川県観光協会会長（以下「会長」という。）は、人材不足が顕著な宿泊業において、業務効率を高め、人手をかけるべき業務に人材を集中させるため宿泊事業者が行う設備投資に要する経費に対して、予算の範囲内で宿泊施設DX推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、観光客の受入体制の充実・強化を図ることを目的とする。

なお、補助金の交付については、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

（1）国補助金

国が公募を行う令和6年度補正予算『観光地・観光産業における人材不足対策事業』補助金をいう。

（2）補助事業実施期間

国補助金の交付決定を受けた日から国補助金の補助事業実施期間までの間とする。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号の全てを満たす事業者とする。

- （1） 香川県内において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項に規定する宿泊業の営業を行っている者。
- （2） 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に規定する住宅宿泊業に該当しない者。
- （3） 県税の滞納がない者。
- （4） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する施設（これに類するものを含む。）に該当しない者。
- （5） 補助金の交付を申請する内容と同一の事業が香川県の補助金（間接補助を含む。）の交付を受けていない者。
- （6） 国補助金について、国の交付確定を受けた者。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業実施期間内において設備投資に要した経費であって、国補助金の対象経費であるものとし、その補助率及び上限額については、別表に定めるものとする。

2 補助金に千円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(予備申請)

- 第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、国補助金の計画採択を受けた日から起算して15日を経過した日又は令和7年11月28日のいずれか早い日までに、予備申請書（様式第1号）に関係書類を添えて会長に提出し、補助事業の確認を受けなければならない。
- 2 第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、予備申請確認書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定による予備申請は、1事業者あたり2施設を上限とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

- 第6条 前条に規定する補助事業の確認を受けた補助事業者は、国補助金の額の確定通知を受けた日から起算して15日を経過した日又は令和8年2月13日のいずれか早い日までに、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号）に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。
- 2 消費税法(昭和63年法律第108号)第5条第1項の規定により消費税を納める義務がある者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 第1項の規定による交付申請は、1事業者あたり2施設を上限とする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

- 第7条 会長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和8年2月27日までに補助金交付請求書（様式第6号）を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第9条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定及び額の確定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 法令、この要綱若しくは規則又はこれらに基づく会長の指示若しくは命令に違反した場合

- (2) 補助金の交付決定及び額の確定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (3) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けた、又は受けようとした場合
- (4) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (5) 補助事業を遂行する見込みがなくなった場合

2 会長は、前項の規定により補助金の交付決定及び額の確定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付してその返還を命ずるものとする。

3 会長は、第1項に基づく取消しを行い、前項に基づく補助金の返還を命じる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命じるものとする。

4 前項に基づく補助金の返還及び加算金の納付については、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(帳簿書類の作成等)

第 10 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管し、当該補助事業の完了する日の属する協会の会計年度の翌年度から、5 年間これを保存しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び書庫書類の保存期間が満了しない間に当該事業者が解散又は廃業する場合は、その権利義務を承継するものに、当該書類を引き継がなければならない。

(財産の管理及び処分制限)

第 11 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める資産の区分に応じた耐用年数に相当する期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、会長の承認を受けた場合を除き、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第 7 号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 会長は、第 1 項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(その他)

第 12 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 5 月 21 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

補助対象経費	補助率	補助上限額
宿泊施設において実施する人手不足の解消に資するシステム、設備及び備品の購入、導入及び設置に要する経費（システム、設備及び備品の購入、導入及び設置に附随する経費を含む。）	国補助金において認められた経費の 4 分の 1	250 万円（1 施設あたり）

様式第 1 号 予備申請書

2 号 予備申請確認書

3 号 交付申請書兼実績報告書

4 号 実績書

5 号 補助金交付決定通知書兼確定通知書

6 号 補助金交付請求書

7 号 財産処分承認申請書